

施設の建設場所の考え方について

☆基本的な考え方

1. 市内全地域を対象に、複数段階（ステップ）で条件を設定し選定を行う。
2. 選定する条件には、客観性、合理性、妥当性がある。
3. 建設予定地に適用される法律・条例等の基準に適合する。
4. 周辺環境との調和に十分に配慮し、環境保全対策に万全を期す。
5. 候補地選定の過程を明確に。

客観性、合理性、妥当性について

● 客観性

- 市域全体を対象にして恣意的な要素が無いこと
- 特定の利害関係者のための特別な条件ではないこと
- 立地規制に係る法律や、自然的特性（地形、地質等）等から必要な条件を定める

● 合理性

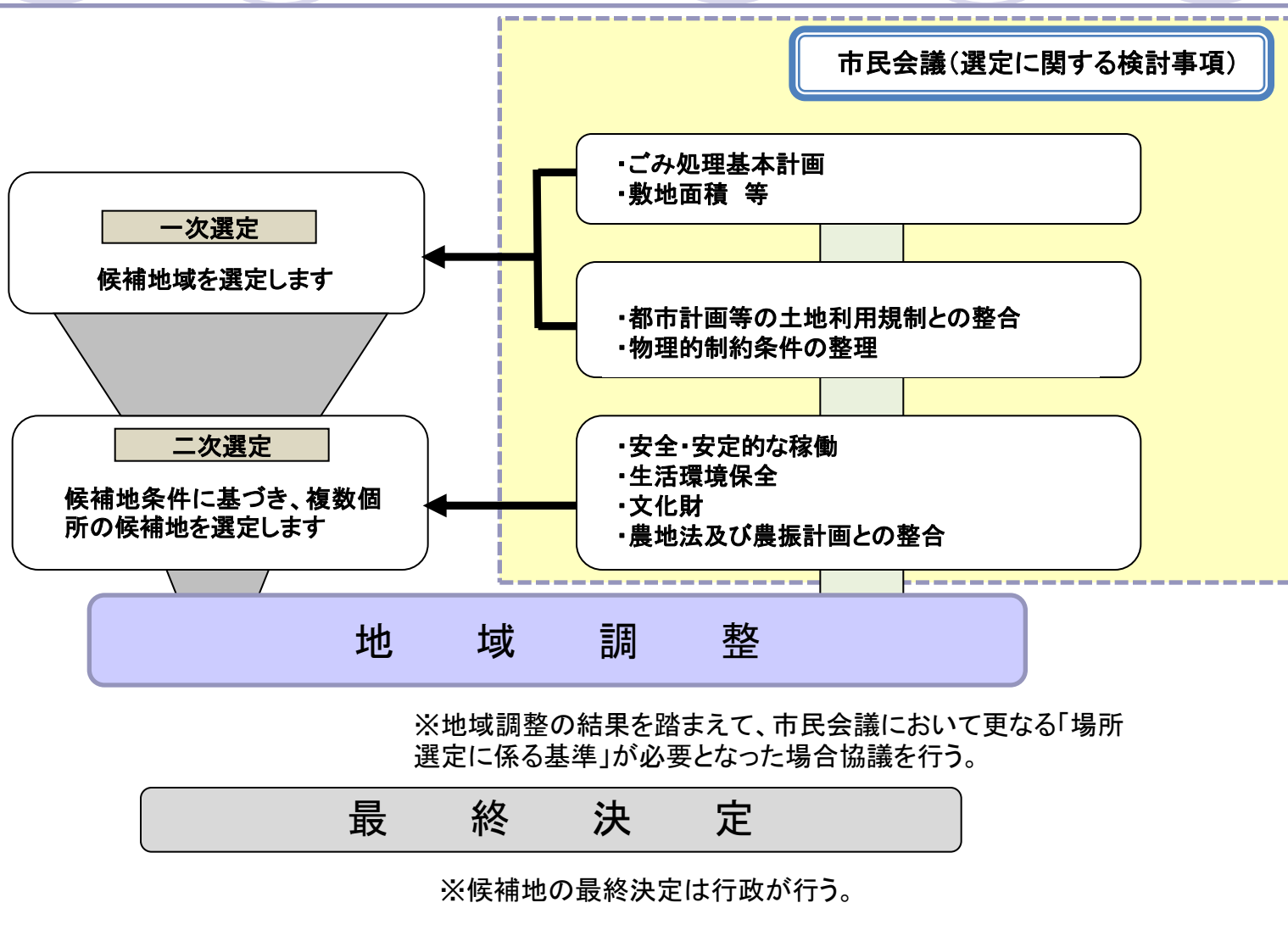
- 経済性、整備時間、土地の取得の容易性
- 他のごみ処理関連施設との連携性
- 接道や収集・運搬のしやすさ 等

● 妥当性

- 複数個所の候補地が選定できる
- 必要な敷地面積、求められる施設像（付帯を含む）
- 既に学校、病院、住宅群、公園等がある場所を撤去してまで建築するなどの極論ではないこと

守山市における複数段階(ステップ)の選定

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(公社法人全国都市清掃会議)
を参考に作成



選定の基本条件

- 必要な敷地面積

- 基幹施設(焼却施設・粗大ごみ処理施設等) 2.5ha

- 付帯施設(余熱利用施設・運動施設等) 5.0～6.0ha

※上記面積は、「施設の更新」、「長寿命化」の比較時の面積

基幹施設2.5ha + 付帯施設5.5ha ≒ 8.0haとする

- 収集運搬のためのアクセス道路が確保される
- 住居、商業施設、工場等に移転する必要がある場所は物理的制約条件として避ける
- 安全、安定的な施設運営が可能

一次選定(ステップ1)について

都市計画等の土地利用規制との整合	土地利用が制限された地域かどうかなど、土地利用計画や都市計画法等との整合を図る必要があります。
物理的な制約条件	すでに住居、商業施設、工場等があり移転が必要な場所は物理的制約条件として避けるとなります。



一次選定

都市計画等土地利用規制との整合について

- ごみ処理施設を設置する場合、都市施設として都市計画決定が必要となります。
- 都市施設については、土地利用や他の都市施設等の計画と総合性、一体性を確保するように定めることが望まれます。
- 選定にあたっては、土地利用計画や都市計画法等の土地利用に関する関係法令や立地規制を総合的に勘案して絞り込む必要があります。

「市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途に設置することが望ましい」

【国土交通省：都市計画運用指針】

一次選定

物理的な制約条件について

- 市内に、施設用地として必要とする空閑地が有る状況において、すでに住居、学校、病院、公園、商業施設、工場等がある場所は、あえてそれを退避、撤去してまで施設を建築するという合理的な根拠がありません。

よって、これらの場所は物理的制約条件として避けることとします。

病院

学校

公園

住居・集落

商業施設

工場等

本市の市街化区域内の工業系用途地域内は、既にほぼ建築物が立ち並んでおり、一定規模の空閑地がないことから、**市街化調整区域内**を候補にすることが望ましいと考えます。

二次選定(ステップ2)について

安全・安定的な稼働	安定した施設稼働のため、防災・安全上に問題のない位置とする必要があります。
生活環境保全	住民生活への影響を極力少なくすることが望ましく、生活環境に十分配慮する必要があります。
文化財	環境への配慮とともに、歴史的財産である文化財に影響を与えることは望ましくなく、十分に配慮した検討が必要となります。
農地法及び農業振興計画との整合	農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進し、農業の近代化のために必要な条件を備えた農業地域を保全する必要があります。 (土地基盤整備事業完了後8年を経過していない区域)
風致地区	「風致地区」とは、都市において良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し環境保全を図るために、都市計画法で定める地域地区のひとつです。

二次選定

安全・安定的な稼働に必要な条件について

- 施設の特性上、防災上も安全であることが求められます。
- 安全性とは、施設自体の安全性は当然のこととし、防災上の予想されるリスクをできるだけ避け災害の可能性がある地域を避けるなど十分な配慮が必要と考えます。

○地震に対する影響

- ・「琵琶湖西岸断層帯地震」では概ね北部地区が震度6強、南部地区が震度6弱、「東南海・南海地震」では、市内全域で震度5強と想定され、地域差による影響は少ないと考えます。
- ・本施設は、支持力を確保する対策を講じることから、地域差による影響は少ないと考えます。

○水害に対する影響

- ・大雨を想定した場合市内全域で浸水深さは概ね0.5m未満であり、本施設は最低限必要となる盛土を前提としており、地域差による影響は少ないと考えます。

市全域で同程度の安全性が確保されと考えられます。

二次選定

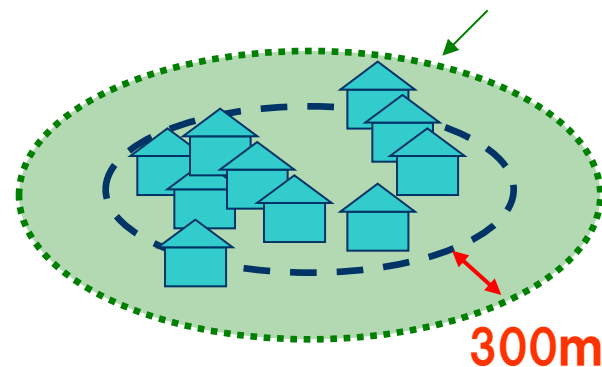
生活環境保全対象の条件について

- 環境施設は、安全で、都市環境の改善につながる施設であっても、人口が集中する地域や良好な住環境が形成されている地域から一定の距離をおいて建設することが望ましく、集落の直近に建設するのは適切ではないと判断されることから、集落からある程度の離隔距離を取る必要があると考えます。

距離の設定にあたっては、臭気や騒音・振動等の影響が及ばないと経験的に判断される離隔距離や、旧建設省の「計画標準(案)」等を踏まえ、下記の条件を設定することが望ましいと考えます。

- ①市街地及び将来市街化の予想される区域から500m以上離れた場所とします。
- ②附近300m以内に**学校、病院、住宅群、公園がないこと**とします。

エリア内は候補の対象外





二次選定

文化的財産の保全のための条件について

- 生活環境、自然環境と並んで保全を要するものとして歴史的財産の保護が挙げられます。
- 指定文化財(国・県・市)については、候補地域から除外すべきと考えます。

良好な自然的景観保全のための条件について

- 「風致地区」とは、都市において良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し環境保全を図るために、都市計画法で定める地域地区のひとつです。候補地域から除外すべきと考えます。

二次選定

農地法及び農振計画との整合

- 農業振興地域の農用地区域内の農地（いわゆる農振青地）は、農業を推進することが必要な地域と定められており、特に農業の発展に必要な措置が集中的に行われた区域は、農地以外での土地利用が厳しく制限されています。
- 農地転用の前提として、農振除外申請が必要となり、除外要件の主なものとして以下が挙げられます。
 - 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
 - 土地基盤整備事業完了後8年が経過していること

（区域内で新たな事業が行われた場合は その事業完了後8年が経過していること）

**事業完了後8年が経過していない地区は、
除外すべきと考えます。**